

令和6年度

■□中野市放課後児童クラブのご案内■□

1 放課後児童クラブとは

保護者等が就労や病気等で下校後に不在で、児童のみになる家庭（留守家庭）の小学生の児童が、下校後、健全に充実した生活を送られるように設置されたのが、「放課後児童クラブ」です。

どのクラブでも学校が終わり、子どもたちが「ただいま」と元気よく帰って来ると、支援員が「お帰り！」と迎え、放課後の遊びのサポートなどをします。

※ 学校の宿題をする時間を設けていますが、学校の授業や学習塾のような指導は行うことができませんので、御了承ください。

2 対象となる児童

以下の①、②の条件を両方満たす児童が放課後児童クラブ利用の対象児童になります。

- ① 小学校に就学している児童（小学1年生～小学6年生）
- ② 児童と同居する（世帯分離を含む）家族の成人全員が次のいずれかの要件を満たしていることが条件です。

□ 就労している

（原則、通常の勤務形態が 平日週5日以上かつ15時以降の終業であること）

□ 病気や心身の障がい等その他の事由により子どもの保育ができない

- ※ どうしても周りに協力者のいない、児童クラブを真に必要としている児童が入所できるためにも、祖父母等の協力を得られる家庭につきましては、対象児であっても入所について、御配慮いただきますようお願いいたします。
- ※ 上記要件に該当している場合でも、入所クラブが受入可能人数を超えたときは、御希望に添えない場合があります。
- ※ 入所中に育児休暇等で仕事を休まれるときは、退所していただき、復帰されるときに再入所の手続きをしていただきます。
- ※ 上記の要件を満たしていない場合でも、保育に欠ける等の理由で、適切な保護が必要と特に市長が認める場合は、入所を許可する場合があります。

3 入所の優先順位

入所基準を満たしている方について、以下の順で入所を承諾します。

- (1) 1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生の順
 - (2) 学年が同じ場合 …保護者の勤務日数や時間、児童と同じ校区内に祖父母が居住しているか等を考慮し、優先順位を決定します。
- ※ 低年齢の児童が留守番を一人ですることがないように、上記（1）の優先順位を設け

ていますので、兄弟姉妹の申込みの際、年少の児童のみ入所となる場合もありますが御了承ください。

4 開設場所

名称	設置場所	住所	電話番号	小学校	定員
中野児童センター 放課後児童クラブ	中野	中央2-1-27	26-1260	中野	80
平野児童センター 放課後児童クラブ	岩船	岩船43	26-5219	平野	80
中野放課後児童クラブ	一本木	一本木132	23-3025	中野	70
日野放課後児童クラブ	日野小学校	新野827	22-8078	日野	40
延徳放課後児童クラブ	延徳小学校	三ツ和1731	22-7257	延徳	45
平野放課後児童クラブ	岩船	岩船43	26-5219	平野	60
高丘放課後児童クラブ	草間	草間1078	22-3248	高丘	60
高社放課後児童クラブ	金井	金井57-3	23-5250	高社	160
豊田放課後児童クラブ	豊田小学校	豊津4296-1	38-2035	豊田	60

5 開設時間

(1) 平日 … 下校時～18時

(2) 土曜日 … 8時～18時

※ 少人数の場合は、他の児童クラブを御利用いただく場合があります。

(3) 休校日(長期休みなど) … 8時～18時

※ 延長利用のご希望の方は、別途、申請が必要となります。

延長利用を御希望の場合は、利用登録申請書のほかに延長利用申請書の提出が必要になります。(利用料がかかります)

・午後6時から午後6時30分まで

・午前7時30分から午前8時まで(土曜日・休校日・長期休みのみ)

※ なお、保護者の仕事が休みの日、祖父母等の協力が得られる場合は、放課後児童クラブの利用をすることができませんので御了承ください。

6 休所日

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 市長が別に定めた日

- ※ 自然災害（台風・大雨・大雪等）により、学校が臨時休校となる場合は、児童の安全確保のため、児童クラブでの受け入れはできない場合がありますので、御了承ください。
- ※ 大規模災害により、児童クラブが開所困難な場合は、休所とします。

7 負担いただく金額

次の（１）（２）のおやつ代等を納めていただきます。

（１）おやつ・教材費（実費分）

日額150円（内訳 おやつ100円 教材費50円 児童1人につき）

※月額 3,000円程度（月20日利用の場合）

（２）傷害保険料 500円程度（年額）

（３）利用料金

・利用料は無料です

・（延長利用の場合児童1人につき）

延長利用午後6時から午後6時30分まで 月額500円（児童1人につき）

延長利用午前7時30分から午前8時まで（土曜日・休校日・長期休みのみ）

月額500円（児童1人につき）

※おやつ・教材費については改定の可能性があります。

8 申し込みについて

（１）提出書類

①中野市放課後児童クラブ利用登録申請書

（兄弟姉妹を登録する場合においても、ひとりにつき1枚、必要です。）

※ 障がいがある場合は、障がい者手帳、診断書等を添付してください。

②就労証明書・・・（別紙1）放課後児童クラブ登録用 就労証明（申告）書

（世帯の保護者分：それぞれ1通）

※ 兄弟姉妹を登録する場合は、就労証明書は1通で構いません。

※ 疾病等により、保育ができない場合については、別紙2（保育に欠ける理由書）を提出してください。

※ 就労証明書及び保育に欠ける理由書については、放課後児童クラブの利用を希望する保護者の方が、就労等により家庭で保育できないことを証明する書類であり、これ以外の目的には使用いたしません。

③中野市放課後児童クラブ延長利用申請書

延長利用される場合は、申請書の提出が必要になります。

(2) 申込方法

必要事項を記入後、書類を添えて各児童クラブへ提出してください。

9 登録

- (1) 登録申請書を審査後、登録となる児童へ登録証を交付します。
- (2) 登録期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日までです。
- (3) 放課後児童クラブの登録申請書の個人情報、登録事務のために必要な範囲のみで利用します。
- (4) 活動中の事故を未然に防ぎ、児童の安全を確保するため、児童の行動・様子について、学校や保育園等に情報提供を求める場合がありますので、御了承ください。

10 保護者用スマートフォンアプリ「コドモン」の登録

児童クラブからの緊急連絡やおたよりのほか、保護者から児童クラブへお子さんの欠席等の連絡に使用しますので、児童クラブの登録後、コドモンへの登録が必要となりますので、御了承ください。

11 その他

- (1) 児童の帰宅時には、保護者によるお迎えをお願いします。また、学校の休日についても送迎をお願いします。
- (2) 放課後児童クラブは、下校後の児童の安心安全な場所であるため、他の児童の迷惑になる行為をする児童等、集団生活ができないと判断される場合、利用について御相談させていただく場合があります。
- (3) 2024年度より指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス（株））が児童クラブの管理運営を行います。児童クラブにてお子様をお預かりするにあたり必要な個人情報は、中野市から指定管理者に提供を行いますので、御了承ください。

ご不明な点は、子育て課青少年未来係または児童クラブへお問い合わせください。

中野市子ども部子育て課 青少年未来係 〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号 電話 22-2111（内線357） Fax 22-5901
